

質 疑 応 答 書

調達サービス名（件名） 仙台市水道局綱木坂送水ポンプ場外5施設電力需給

		整理番号	2	5	4	0	3	5
質 問 事 項			回 答					
1	電力需給契約書（案）第9条 燃料費等調整について 燃料費等調整額は、旧一般電気事業者の調整額を超えない範囲で調整できる旨条文に記載ありますが、電気料金ご請求において燃料費等調整を実施しないこと（電気料金単価に織込など）は許容されるのでしょうか。		料金の算定にあたり燃料費等調整を行わないのは不可とします。各月の電力料金は燃料費等調整額を含めて算出してください。					
2	上記が許容される場合、電気料金の構成が各社で異なるため、一定の条件下で燃料費等調整予定額を入札金額に織込まなければ公平な入札にならないのではないかと考えますがご見解をお伺いいたします。 なお、仙台市役所本庁舎電力需給の一般競争入札の質疑において同質問を行い、「料金の算定にあたり燃料費等調整を行わないのは不可とします。各月の電力料金は燃料費等調整額を含めて算出してください。」と回答をいただいております。		上記回答のとおりです。					
3	電力需給契約書（案）第10条 契約単価の変更について 契約期間中において、一般送配電事業者等の料金単価変更があった場合は、契約単価変更について協議のうえ変更することは可能でしょうか。		電力需給契約書（案）第10条に基づき協議いたします。					
4	電力需給契約書（案）第11条4項について 弊社では、延滞利息率を年10%としておりますが、協議（変更）することは可能でしょうか。		遅延利息率は電力需給契約書（案）第11条第4項のとおりとします。					
5	自家発補給電力のご契約のある施設はございますでしょうか。		契約しておりません。					
6	ご提示いただいた積算内訳書の料金設定が時間帯別のメニュープランとなっております。 弊社としては季節別プランで応札希望ですが季節別メニューにて算定及びご契約対応は可能でしょうか。		対応可能です。					
7	入札書及び積算内訳書を送付する際、ホチキス止め・袋とじ・書類を重ねた状態でずらして割印など、ご指示はございますでしょうか。		割印、ホチキス留め、袋綴じ等は必要ありません。					
8	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。 お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書(施設ごとの内訳書アリ)を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承		了承致します。					

	だけですでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます、毎月の受電月報(30分データ)の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願いします。	
9	※燃料費等調整について 落札後の契約時において燃料調整を行わないプランでご契約することは可能ですでしょうか。 ・その場合、契約締結に至った際には契約書は弊社様式でのご対応は可能ですでしょうか。	料金の算定にあたり燃料費等調整を行わないのは不可とします。各月の電力料金は燃料費等調整額を含めて算出してください。
10	契約に至った場合は、現行(入札時点)の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきますがご承諾いただけますでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額(〇.〇円)を固定するお願いではありません。 ※契約書への追記や別紙、覚書によるご対応を想定しております。	電力需給契約書(案)第9条のとおりです。
11	計量日は毎月1日でしょうか。	毎月1日になります。
12	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	赤坂配水所で受変電・自家用発電設備更新工事を予定しています。 契約に変更はない予定ですが、工事時期に停電および仮設備での運用が発生します。
13	SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	現在の供給者はミツウロコグリーンエネルギー株式会社になります。
14	全施設スマートメータは設置されていますか。	設置されています。
	【契約書(案)】	
15	第2条(権利義務の譲渡等の禁止) 下記文言の追記をお願いできますでしょうか。 ➡ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。	追記は認めません。電力需給契約書(案)第2条のとおりです。
16	第4条(契約電力の変更) 条文初めに下記文言の追記をお願いできますでしょうか。 ➡契約電力が500kW未満の施設 1 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。 2 最大需要電力が500kW以上となった場合は、最大需要電力等をもとに契約電力を発注者受注者の協議により定めることとする。 3 2において定めた契約電力を超過した場合は、超過金の支払について発注者受注者協議を行い、超過金の支払が適当であると認められたときは、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者に支払うものとする。	追記は認めません。500kW未満の施設については、過去1年間(その1月と前11カ月)の最大電力を契約電力とします。契約電力の変更及び超過金の支払いについては、電力需給契約書(案)第4条に基づき協議を行います。
17	第5条(使用電力量の計量) 計量日に関する記載がございますが下記文言追記をお願いできますか。	落札決定後に協議いたします。

	『計量は毎月1日午前0:00とする』・・・計量日が1日の場合	
18	第5条(使用電力量の計量)第11条(料金の支払) 記載では「計量結果通知後、請求」となっておりますが、 実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。 文面： 計量⇒通知⇒請求 実情： 計量⇒請求・内訳送付 特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承くださいませすでしょうか。	了承致します。
19	第20条(契約外の事項) 定めのない事項に付き協議を行う際に 『受注者の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。	追記は認めません。約款については入札説明書「18 契約条項」に記載のとおりです。
20	弊社では、燃料費等調整額の、「燃料費調整額」「離島ユニバーサルサービス調整額」は地域電力会社と同一価格でご請求いたしますが、「市場価格調整額」は含まずにご請求いたします。落札した場合に弊社の算定方法を適用いただくことは可能でしょうか。	貴社の算定方法を適用することは可能とします。ただし、電力需給契約書（案）第9条のとおり、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の燃料費等調整額を超えない範囲で行うものとします。